

令和8年3月

中札内村議会定例会会議録

令和8年3月10日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	川尻年和君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	尾野悟里君	総務課長	渡辺大輔君
住民課長	平山直人君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	平澤悟君	施設課長	北村公明君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
総務課長補佐	永井亮平君	住民課長補佐	山本一美君
住民課長補佐	田中直紀君	福祉課長補佐	澤田有希君
福祉課長補佐	長井千鶴君	福祉課長	宮澤薫君
		保育園長	

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 氏家佑介君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	中道真也君	書記	北嶋和美君
--------	-------	----	-------

◎議事日程

日 程 第 1	議案第19号	令和8年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 2	議案第20号	令和8年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 3	議案第21号	令和8年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 4	議案第22号	令和8年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 第 5	議案第23号	令和8年度中札内村簡易水道事業会計予算について
日 程 第 6	議案第24号	令和8年度中札内村公共下水道事業会計予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第19号 令和8年度中札内村一般会計予算について

◎日程第2 議案第20号 令和8年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第3 議案第21号 令和8年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第4 議案第22号 令和8年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第5 議案第23号 令和8年度中札内村簡易水道事業会計予算について

◎日程第6 議案第24号 令和8年度中札内村公共下水道事業会計予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第1、議案第19号から日程第6、議案第24号までの令和8年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川尻村長、登壇願います。

（川尻年和村長登壇）

○村長（川尻年和君） ただいま一括議題に供されました、令和8年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明を申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、第7期まちづくり後期基本計画の初年度であることから、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまちなかさつない」をテーマとし、移住・定住対策2、福祉のまちづくり、3、健全な財政運営の確立を三つの柱として、村民ニーズに対応し公約を着実に実行するため、各施策・事業への反映を行っております。

一般会計は、令和7年度当初予算との単純比較で、対前年比2.5%の増で58億2,830万円の規模とし、国民健康保険特別会計など三つの特別会計と二つの公営企業会計を合わせた合計は、対前年比3.4%の増で75億5,304万円となっております。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） それでは、補足説明。

はじめに、一般会計について、渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 令和8年度一般会計予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー19番の各会計予算に関する資料をお開きいただき、1ページをお開きください。

はじめに、歳入について、目的別比較表で説明いたします。

1款村税については、個人住民税や固定資産税の増加が見込まれることなどから村税全体で前年比3,812万、5.8%増となっております。

次に、2款地方譲与税について、前年比452万4,000円、4.7%減は、地方揮発

油税の暫定税率廃止によるものです。

次に、8款環境性能割交付金について、前年比799万9,000円の減額は、環境性能割の廃止によるものです。

次に、9款地方特例交付金について、前年比1,203万5,000円の増額は、地方揮発油税の暫定税率廃止と、環境性能割の廃止による減収分が補てんされることによるものです。

次に、10款地方交付税については、前年比9,331万円、4.5%増は、普通交付税において、臨時財政対策債償還基金費の創設や物価高騰対応として委託料などの単位費用の引き上げなどを見込んだことによるものです。

次に、12款分担金及び負担金について、前年比186万3,000円、5.3%減は、学校給食費の増額改定を実施する一方で、国の給食費負担軽減策により、小学生分の給食費負担金が減少したことなどによるものです。

次に、14款国庫支出金について、前年比8,167万円、24%減の主な要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により増加する一方で、前年度に実施した電算システム標準化移行に伴うデジタル基盤改革支援補助金や公営住宅事業等に関わる社会資本整備総合交付金の減少によるものです。

次に、15款道支出金について、前年比1,813万7,000円、6.6%減の主な要因は、こども家庭センター運営に関わるこども子育て交付金や給食費負担軽減交付金による増加する一方で、前年度に実施した西札内林業専用道整備工事に関わる森林環境保全整備事業補助金や、小中学校タブレット端末更新に関わる公立学校情報機器整備事業補助金の減少によるものです。

次に、18款繰入金について、前年比2億4,036万8,000円、32.6%減の主な要因は、前年度に実施した開拓記念館改修工事や、小中学校タブレット端末等購入業務に伴う公共施設等整備基金繰入金の減少と財政調整基金繰入金の減少によるものです。

次に、20款諸収入について、前年比1,497万3,000円、14.8%増の主な要因は、多面的機能支払交付金精算による返還金収入や保健事業と介護事業一体的に実施する事業に関わる交付金が増加したことによるものです。

次に、21款村債について、前年比3億3,670万円、53.7%増の主な要因は、前年度に実施した防災無線操作卓更新事業に関わる緊急防災減債事業債などが減少した一方で、道営草地畜産基盤整備事業に関わる辺地対策事業債や文化創造センターLED化事業に関わる緊急防災減債事業債の増加によるものです。

次に、2ページの歳出について、性質別比較表で説明いたします。

1の人件費について、前年比1,745万2,000円、1.7%増の主な要因は、給料、手当のうち、一般職の給与改定による増加及びそれに伴う標準月額報酬等の増による共済組合等負担金の増加によるものです。

次に、2の物件費について、前年比2億2,408万5,000円、12.9%減の主な要因は、委託料のうち、標準化システム移行委託及びシステム改修委託の減少、その他のうち、小中学校タブレット端末等購入費の減少によるものです。

次に、3の補助費等について、前年比7,270万1,000円、8.3%増の主な要因は、負担金のうち、新中間処理施設の建設に関わる十勝圏複合事務組合負担金の増加や補助金・交付金のうち、物価高騰対策による水道基本料金減免分及び小麦収穫機導入事業補助金の増加によるものです。

次に、4の扶助費について、前年比1,750万円、6.2%増は、介護給付費、訓練等

給付費等の増加などによるものです。

次に、6の普通建設事業費について、前年比2億484万7,000円、26.4%増の主な要因は、前年度の改善センター外部改修工事や上札内交流館改修工事などが減少した一方で、道営草地畜産基盤整備事業や文化創造センターハーモニーホールLED化工事の増加によるものです。

次に、7の災害復旧費について、前年比1,012万7,000円の増は、昨年9月の線状降水帯発生による被害があった元更別林道の改修工事によるものです。

次に、9の積立金について、前年比3,502万9,000円、27.7%増の主な要因は、臨時財政対策債償還費に充てるための減債基金積立額の増加によるものです。

一般会計の歳出合計は58億2,830万円で、前年比1億4,270万円、2.5%増となっております。

次の3ページから5ページまでは、補助金、交付金の一覧表を前年比較で記載しております。

次に、6ページから7ページまでは、令和8年度の普通建設事業の一覧表であり、右側に事業概要を記載しております。

次の8ページから9ページまでは、普通建設事業の事業箇所を示した位置図であります。

次の10ページは、各基金の年度末現在高見込額であります。

令和8年度末現在高見込額の総合計は、令和7年度末の見込額から3億3,580万6,000円減の29億9,555万7,000円の見込みとなっております。

次の11ページから14ページまでは、村税の予算の明細書であります。

次の15ページから43ページまでは、新年度予算における一般会計の特徴的な事務事業の説明書であります。

次の44ページから45ページまでは、令和8年度予算編成に当たり見直した補助事業等の一覧であります。

最後の46ページは、令和8年度における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当した事業の一覧であります。

これまでのうち、特に詳細の説明が必要なものについては、予算審議の際にそれぞれ担当課長からご説明を申し上げます。

以上で、令和8年度一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） それでは、国民健康保険特別会計について説明いたしますので、同じく黒ナンバー19番、予算に関する資料の47ページ、会計予算の目的別比較表をお開き願います。

まず、ページ上段の歳入でございますが、1款国民健康保険税は、対前年比7.4%、1,028万円余り増額の1億4,834万6,000円を計上しておりますが、令和7年度に改正いたしました現行税率において計算し予算計上しておりますので増額となっております。

なお、令和8年度につきましても、令和12年度からの統一保険税率に近づけるため、保険税率の見直しを予定しておりますので、税率等が確定した後に補正予算において修正することになります。

その下、2款道支出金は、歳出側、保険給付費と概ね同額交付される普通交付金並びに医療費の適正化対策など、保険者の努力支援などに対して補てんされる特別交付金の収入

見込により、対前年比5.0%、1,802万円余り増額の3億7,727万4,000円を計上しております。

次に、4款繰入金は、歳出側、総務費による国保事業運営に係る事務費、国保税の軽減に対する公費負担分の繰入額などを見込み、対前年比19.3%、1,126万円余り減額の4,699万5,000円を計上しております。

なお、国保税の予算計上方法による財源不足を補うため、国保基金を繰入しておりますので、国保税の増額に伴い基金の繰入は減額となっております。

続きまして、ページ中段以下、歳出に移りますが、1款総務費は、対前年比182万円余り減額の716万3,000円を計上しております。

なお、48ページ、次のページにあります事務事業説明書は、総務費に予算計上しておりますが、国税庁が税務行政のデジタル化に向けて進めている預金調査システムを導入し、国保税の収納率向上と高収納率の維持を目指します。

その下、2款保険給付費は、医療給付等の支出見込額として計上しておりますが、令和7年度における推移状況等を踏まえ、対前年比1,795万円増額の3億5,032万3,000円としております。

3款国民健康保険事業費納付金は、北海道全体の医療費等の推計から、本村が支払うべき額を按分し、示された確定納付金となりますが、対前年比2.0%、392万円余り減額の1億9,646万1,000円を計上しております。

次に、5款保険事業費は、対前年比38.8%、481万円余り増額の1,721万5,000円を計上しておりますが、保険事業のうち、国保加入者の病気の予防や生活の質の向上を目的に実施する特定健康診査等事業費のうち、国保ヘルスアップ事業に係る人件費や負担金補助及び交付金等の増加が主な要因となっております。

なお、国保ヘルスアップ事業に係る費用は、歳入、2款道支出金のうち、特別交付金として交付される見込みです。

最後に、令和8年度国保会計予算の総額は、歳入歳出ともに最下段記載による対前年比3.1%、1,710万円増額の5億7,280万円としております。

なお、この予算案は、過日2月26日に開催しました国民健康保険運営協議会に議案として提出し、承認を得ておりますことを申し添えます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計を説明いたしますので、同資料の55ページまでお進みください。

ページ上段、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、広域連合において算出され提示を受けた額となりますが、対前年比17%、1,041万円余り増額の7,169万3,000円を計上しております。

なお、広域連合が示した保険料率は、2年に1回の改正を行っており、令和8年度から新しい保険料率となります。

また、令和8年度から開始されるこども子育て支援制度により、こども子育て支援分を保険料に追加しております。

2款繰入金は、一般会計からの事務費等繰入並びに保険基盤安定繰入などが主なものですが、対前年比7.7%、178万円余り増額の2,493万4,000円を見込んでおります。

次に、ページ中段以降、歳出でございますが、1款総務費は、対前年比17.5%、52万円余り増額の354万4,000円を計上しておりますが、標準化システム移行に係る利用料の追加や健康診査等に係る委託費の増加が主な要因となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された納付額となりますが、対前年比 14.4%、1,167 万円余り増額の 9,284 万 6,000 円を計上しております。

最後に、歳入歳出予算の総額は、対前年比 14.4%、1,220 万円増額の 9,700 万円としております。

以上で、令和 8 年度国保会計及び後期会計予算に係る概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計につきまして、同じく黒ナンバー 19 番、予算に関する資料により、概要のみ説明させていただきますので、49 ページをお開き願います。

予算総額は、歳入歳出とも表下段に記載しておりますが、歳入側、1 款介護保険料などの増額に伴い、前年度対比 1.6%、590 万円増額の 3 億 7,730 万円となっております。

まず、ページ上段の歳入についてご説明いたします。

1 款介護保険料は、第 1 号被保険者を前年より 12 名程増の 1,175 人と、収納率 99.7%を見込み、前年度よりも 209 万 3,000 円余り、2.5%増の 8,627 万 8,000 円を計上しております。

2 款国庫支出金につきましては、歳出側、地域支援事業費等の増額に伴い、67 万円程収入増を見込んでおり、前年比 0.8%増の 8,459 万 1,000 円を計上しております。

その下、3 款道支出金は、国庫支出金と同理由による収入増を見込んでおり、道支出金が前年比 0.4%増の 5,439 万 6,000 円、4 款支払基金交付金は、同様に前年比 0.6%増の 9,031 万 5,000 円を見込んでおります。

その下、6 款繰入金につきましては、当初の段階では、介護保険事業基金の繰入を予定しない予算編成を組み、前年比 4.0%増の 6,162 万 1,000 円を計上しております。

なお、繰入金の内訳につきましては、51 ページ中段に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、49 ページ下段の歳出についてです。

1 款総務費は、介護保険事務処理システムの標準準拠版移行に伴う利用料等の増加により、前年度よりも 192 万円余り、28.2%増の 873 万 3,000 円を計上しております。

その下、2 款保険給付費は、令和 7 年度における保険給付実績を踏まえ、前年比 40 万 3,000 円、0.1%増の 3 億 1,594 万円を計上しております。

次に、4 款地域支援事業費では、令和 7 年度における総合事業の通所型訪問型のサービス利用の給付費の増加及び介護予防事業費等の実績を踏まえ、205 万 8,000、5.2%増の 4,156 万 6,000 円を計上しております。

次に、5 款基金積立金につきましては、第 9 期介護保険事業計画の 3 年度となりますが、当初予算においては、歳入に余剰が生じることから、前年比 150 万円余り、16.8%増の 1,049 万 4,000 円を基金積立として計上しています。

なお、50 ページから 52 ページの歳入歳出内訳明細書並びに 53 ページの保険給付費の推移及び内訳につきましては、ご参照いただければと思います。

最後に、この令和 8 年度の予算案は、2 月 25 日開催の介護保険運営協議会において承

認を得ておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計について、北村施設課長。

○施設課長（北村公明君） それでは、簡易水道事業会計についてご説明いたします。

先に、企業会計の予算作成については、地方公営企業施行令第17条に掲げる事項について、施行規則第45条に定める様式により作成をしております。

それでは、黒ナンバー17番、簡易水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条に総則。

第2条では、本年度の業務の予定量を定めており、（1）から（3）までは、簡易水道と営農用水別に予定件数及び水量を記載しております。

（4）では、本年度に予定しております建設改良事業として、泉区分譲地配水管更新工事及び水道施設監視通信システム更新工事ほかの予算について記載しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益1億4,355万1,000円は、簡易水道使用料及び営農用水使用料のほか、更別村からの共同施設負担金によるものであります。

次に、第2項営業外収益4,264万4,000円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入額と企業会計上の予算措置ではありますが、償却資産の取得等に伴う国庫補助金など、減価償却見合い分を毎年度収益化していく長期前受金戻入となります。

なお、この長期前受金戻入については、現金を伴わない収益であります。

次に、支出の部では、第1項営業費用、1億6,202万4,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、南札内浄水場及び中島浄水場の維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

なお、この減価償却費も現金を伴わない費用であります。

次に、第2項営業外費用、1,065万9,000円は、企業債一時借入金の利息及び消費税などであります。

第3項は予備費、100万円となります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について定めており、水道事業を継続して維持するための建設改良費及び償還金を計上するもので、第4条に記載のとおり、収入から支出を差し引くと、不足額が1,054万8,000円となりますが、同年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

この損益勘定留保資金とは、減価償却費などの現金支出を必要としない費用の計上により留保された資金となっております。

収入の部になりますが、第1項企業債1億2,100万円は、建設改良費に係る起債の借り入れで、第2項他会計負担金665万円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金、第3項負担金1,476万3,000円は、水道施設監視通信システム更新工事などに伴う更別村の負担金となります。

次に、2ページをお開きください。

支出の部では、第1項建設改良費、1億5,296万1,000円は、第2条（4）に記載の主要な建設改良事業の工事請負費となっております。

第2項企業債償還金1,266万円は、起債の償還金となり、第3項支出金67万円は、十勝中部広域水道企業団への支出となります。

第5条では、起債の限度額を定め、第6条では、単年度で一時借り入れできる限度額を

2万円と定めるものであります。

第7条では、流用することができる場合を定め、第8条では、流用できない費用として、給与費及び共済費を定めており、第9条では、令和8年1月を始期として、4月から6月まで継続実施します物価高騰による経済的支援対策として、水道料金料の減免を行う際の補てん財源を一般会計から1,408万6,000円とするものであります。

次に、3ページをお開きください。

本予算書の3ページから6ページに、第3条及び第4条の予算について計上しており、その詳細については、黒ナンバー20番、予算に関する資料に内訳書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和8年度の資金収支の状況を三つの活動項目で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動の計算書となり、下から3段目の資金増加額、また、減少額になりますが、2,984万4,000円余りが各区分の差し引きとなり、その下段の資金期首残高5億3,082万4,000円余りに加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから18ページでは、一般職及び会計年度任用職員に関する給与費を、一般会計職員と同様の基準で計上しております。

次に、19ページには、簡易水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、20ページから23ページでは、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

24ページについては、令和7年度の当初予算損益計算書となります。

続きまして、公共下水道事業会計の概要についてご説明いたします。

黒ナンバー18番、公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条に総則。

第2条では、本年度の業務の予定量を定めており、(1)から(3)までは処理件数及び処理量を記載しております。

(4)では、本年度に予定しております主な建設改良事業としまして、分譲地下水道新設工事ほか2件の委託業務について記載しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益6,916万8,000円については、主に下水道使用料によるものであります。

第2項、営業外収益1億2,428万8,000円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金のほか、企業会計上の予算措置で、償却資産の取得に伴う国庫補助金など、減価償却見合い分を毎年度収益化していく長期前受金戻入であります。

次に、支出の部では、第1項営業費用、1億8,252万5,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、浄化センターの維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

第2項営業外費用413万円は、企業債一時借入金の利息及び消費税などであります。

第3項は、予備費100万円となります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について定めており、公共下水道事業を継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第4条に記載のとおり、収入から支出を差し引くと不足額が4,742万5,000円発生しておりますが、同年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

収入の部では、第1項企業債930万円は、建設改良費に係る起債の借り入れで、第2項国庫補助金4,430万円は、第2条(4)でも申し上げましたが、主な建設改良事業であります。

分譲地下水道新設工事ほか2件の委託業務に係る国庫補助金となります。

第3項支出金5,908万1,000円は、総務省の繰出基準に基づかない基準外繰入金であります。

第4項他会計負担金213万4,000円は、総務省の繰出金に基づく基準内繰入金となります。

第5項負担金109万8,000円は、下水道受益者分担金となります。

次に、2ページをお開きください。

支出の部では、第1項建設改良費8,997万円は、第2章(4)に記載の工事請負費及び委託業務費であります。

第2項企業債償還金7,336万8,000円は、起債の償還金となります。

第5条では、起債の限度額を定め、第6条では、単年度で一時借り入れできる限度額を2億円と定めるものであります。

第7条では、流用することができる場合を定め、第8条では、流用できない費用として給与費及び共済費を定めるものであります。

次に、3ページから6ページに、第3条及び第4条の予算について記載しており、その詳細については、黒ナンバー21番、予算に関する資料に内訳書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和8年度の資金収支の状況を三つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は、簡易水道事業会計と同様に、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動としての計算書となり、下から3段目の資金増加額又は減少額となりますが、785万4,000円余りが各項目の差し引きとなり、その下段の資金期首残高5,122万4,000円余りに加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから14ページでは、一般職に関する給与費を一般会計職員と同様の基準で計上しております。

次に、15ページでは、債務負担行為に関する調書、16ページには、公共下水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、17ページから20ページには、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予算貸借対照表、21ページには、令和7年度の当初予算損益計算書を記載しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第19号から議案第24号に係る令和8年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第24号に係る令和8年度中札内村一般会計、各特

別会計及び各事業会計予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

お諮りします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般、債務負担行為、地方債を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

休憩をしたいと思います。

午後2時25分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長(中井康雄君) それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めます。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて、次に、3款、4款、5款をまとめて、次に、6款、7款、8款をまとめて、その後、9款、10款はそれぞれに、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。なお、質疑に当たっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1回の質疑は3問程度とするようにご協力願います。

それでは、1款議会費、2款総務費の43ページから74ページとなります。

概略説明をお願いいたします。

渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺大輔君) 1款、2款の予算概要について説明申し上げます。

はじめに、予算書により特徴的な事業について説明し、次に、予算に関する資料に記載している事業について説明させていただきます。

はじめに、黒ナンバー16番の予算書をご用意いただき、47ページをお開きください。

説明欄下段、減債基金積立2,862万1,000円は、令和8年度の普通交付税のうち、今後の臨時財政対策債の償還費に充てるため積み立てるものです。

次に、51ページをお開きください。

説明欄中段、退職組合負担金4,768万4,000円、前年比714万2,000円の増は、給料のベースアップ及び負担率の増加によるものです。

次に、52ページをお開きください。

説明欄中段、財産管理費の11節役務費の広告料17万1,000円は、泉区宅地分譲地の販売広告掲載料を計上するものです。

次に、55ページをお開きください。

説明欄中段、総合行政システム保守委託1,707万1,000円、前年比521万円の

増は、標準化システム移行に伴う保守費用の増加によるものです。

その下段、LGWAN更新委託133万4,000円は、現行機器の保守期間の終了により更新するものです。

次に、56ページをお開きください。

最上段の総合行政システム改修委託723万1,000円、前年比578万2,000円の増は、納税通知書電子化や年収の壁引き上げ対応などに伴い、システム改修を行うものです。

その下段、ガバメントクラウド運用管理補助委託369万6,000円は、ガバメントクラウド内のシステム管理、セキュリティ対応、トラブル対応を委託するものです。

その下段、人事給与システム更新委託1,087万5,000円は、現行システムの保守期間の終了により更新するものです。

57ページをご覧ください。

説明欄中段、総合行政システム利用料1,378万8,000円は、標準化システムの移行に伴い利用料を計上するものです。

次に、58ページをお開きください。

最上段、開村記念事業費の記念映像作成委託200万円は、開村80周年記念映像を制作し、式典等で活用するために、撮影等を委託するものです。

その一つ下段、会計管理費247万1,000円は、これまで税務一般経費及び賦課徴収費で計上していた手数料を移行し、公金の出納に係る手数料のみをまとめた予算科目を新設するものです。

59ページをご覧ください。

説明欄中段、地方バス路線維持対策補助金1,130万8,000円は、人件費等の計上費用増加に伴い、計上損失の増を見込み計上しております。

その一つ下段、企業立地促進補助金1,206万7,000円は、創業開始後、新たな固定資産税が課されてから5年間、固定資産相当額を助成するもので、前年度当初から1社増えた4社分を予算計上しております。

その一つ下段、井戸水等利用者臨時支援補助金54万円は、物価高騰対策として、水道水を利用していない村民に対し、6か月分の水道基本料減免相当額の1世帯1万2,000円を支給するものです。

次に、63ページをお開きください。

説明欄下段、日本で最も美しい村連合負担金78万7,000円のうち、連合加盟10年目の審査料10万円を増額して計上しております。

次に、66ページをお開きください。

説明欄下段、土地評価時点修正業務委託238万7,000円は、固定資産評価替の年前2年間の業務委託を要するため、昨年度と同様に予算計上しております。

67ページをご覧ください。

説明欄最下段、手数料1万円は、先ほど説明しました会計管理費へ予算を移行していますので、前年比270万8,000円の減となっております。

次に、68ページをお開きください。

説明欄中段、十勝市町村税滞納整理機構負担金38万2,000円は、機構の運営予算確保のため、令和8年度負担金の全体額は増額となりますが、機構へ引き継ぎする案件のうち、国民健康保険税とその他の税に按分して、一般会計と国保特別会計に計上しておりますので、一般会計予算は、前年比29万2,000円の減となっております。

69ページをご覧ください。

説明欄中段、戸籍附票システム改修委託184万8,000円は、戸籍の附票証明書へ旧氏を記載するためのシステム改修として計上し、その三つ下の戸籍附票事務システム標準化共通化改修委託132万円は、標準準拠システムへの移行に関わる事業として、令和7年度に実施しておりますが、国の法整備の遅延等により、業務の一部を令和8年度に持ち越しする事業となります。

その下段、戸籍事務システムクラウド使用料668万円は、人件費や物価等の高騰により、前年比59万4,000円の増となっております。

次に、黒ナンバー19番、各会計予算に関する資料の事務事業説明書をご用意いただき、15ページをお開きください。

上段、公用車更新事業の償還金利子及び割引料1万8,000円は、車体の経年劣化により、10人乗りワゴン車を北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用して更新し、5年間の分割償還で、年度間の負担軽減を図るものです。

その下段、中札内村史編纂事業341万円は、令和9年度に開村80周年を迎えるに当たり、村の歴史を後世に伝えていくために、村史を編纂し、その業務の一部を委託するものです。

職員が執筆し、レイアウトや撮影、データ化などの業務は事業者へ委託します。

なお、令和8年度から3年間の委託料の債務負担行為を設定しております。

次に、16ページをご覧ください。

上段、景観計画の印刷製本費31万9,000円は、令和9年度からの景観行政団体への移行に向けて、完結で分かりやすい景観計画の概要版を作成し、全戸配布するものです。

その下段、ふるさと納税の推進1億7,640万4,000円は、当初予算段階では、令和7年度の寄附額を参考に、3億円の寄附金を見込み、これらに関連する人件費、返礼品に関わる報償費、手数料、委託料などを計上しております。

また、必要経費を除いた寄附額を事業概要欄に記載の各基金へ積立、活用するものであります。

以上で、1、2款の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、1款議会費、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） それでは、私の方から質問させていただきたいと思います。

予算書56ページの総務管理費、説明欄で言いますと上の方ですけども、ガバメントクラウド利用料、57ページの説明欄、上から4段目ですけども、ガバメントクラウド利用料ということで1,846万7,000円ということで計上がございます。

昨年度予算では4,686万円程の計上となっていて、予算額的には大きく減額という形になっておりますけれども、昨年度はこのガバメントクラウドを利用するに当たり、どれぐらい利用料が発生するのか、なかなか確定できない中で、こういった大きめの予算が計上されていたかと思います。

今年度の予算に関しては、今年度の実績などから想定された予算ということで考えてよろしいかどうか。

その点について伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方から、ガバメントクラウド利用料についてお答え

いたします。

今、福原議員から説明いただいたとおり、昨年度、令和7年度につきましては、当初予算において、使用料はつきりと見込むことができなかったというのもありまして、少し不足しては困るということもあって、大きな額を見ていたのですけれども、今年の令和7年度の年度途中から、仮稼働といいますか、稼働も始まっておりますので、その実績を踏まえまして、その額を参考に計上したところ、前年比2,839万3,000円という減額ができたというところでございます。

また、今後、運用が令和8年度から正式に始まっていきますので、その運用実態を踏まえながら、適正な執行に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ただいま答弁いただきました。

本年度から運用を開始されているので、既に今年度中の利用実績等を踏まえて、来年度の利用の予算として計上されているということが分かりました。

適正に運用していただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、62ページの総合行政推進委員報酬23万2,000円ということで、まちづくり推進費23万2,000円ということで計上がございまして、これについて質問をさせていただきたいと思います。

推進委員の報酬ということでの計上かと思えますけれども、16名の推進委員の報酬ということで、年間どれくらいの会議の開催等を予定されているのか。

まずはお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） お答えいたします。

令和7年度につきましては、この総合行政推進委員会で、まちづくり計画の策定、後期計画の策定がありましたので、それについては7年度で終了いたしますので、来年度につきましては、本体会議といいますか、全体の会議を2回、それからまちづくり部会を1回、財政部会を4回見ております。

財政部会が4回という内訳につきましては、政策評価が1回、それから使用料の検証を今村の方で行いますので、その財政部会の方でそういった公共施設の使用料、意見を聴取することになっておりますので、その分使用料等検証で3回分というふうに見ております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ありがとうございます。

説明の中にもありましたけれども、使用料の審議会も開かれるということでお伺いをいたしました。

前定例会で条例改定等ございまして、公共施設の利用料等、いくらか見直しを進めていただきたいというような要望をしているようなところもございまして。

例えばこれ、審議会の招集等は、行政の方で行われるかと思うのですけれども、例えば、議会側、議員側からこの見直しを急いでくれとか、そういうような要望の中で、この推進委員を集めて、その利用料の検討ですね。

そういったものを進めていただくというようなことが可能なのかなのか。

あくまでもその行政の招集に応じて、この委員会が開催されるものなのか。

その辺のあり方ですね。

進め方ですね。

今一度お伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） こちら諮問機関になりますので、村長の諮問に応じて審議会の皆さんの意見をいただくという形になります。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） あくまでも行政の方から招集をかけていただくというような動きが、まずは必要なだろうというふうに思います。

そのためには、まず行政の方でもこのように改正したいのだと、こういう考え方を一つまとめて、今まで方針として持っていたものがあるのだったら、それを改めて考えをまとめていただいて、審議会等の招集を図っていただきたいというふうに思いますので、その辺、努めていただきたいというふうに考えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

もう1点なのですが、よろしいですか。

それでは、67ページのふるさと納税費ということで1億7,640万4,000円ということで、これはまとめた事業の全体の予算かと思います。

予算に関する資料の方で言いますと16ページになるかと思いますが、ふるさと納税の返礼品と合わせた経費というような形かと思います。

本年においても、ふるさと納税の寄附額については3億円を予定されているということで、昨年予算的には3億円の予算を計上されているかと思います。

本年度、進行年度の今までのふるさと納税額、その金額を教えてくださいかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 令和7年度、今、2月寄附分までになりますけれども、寄附額が2億8,220万7,000円余りとなっております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ただいま金額が分かりました。

2億8,700万円程ということでございますけれども、おおむね予算額に近いふるさと納税になるかなと思いますけれども、この2月というのがどれぐらいふるさと納税をしていただけるのかというのはなかなか見込めないところもあるので、当初予算を達成できるかどうか微妙なところかなというふうには思います。

ただ、やはり近年、ふるさと納税金額自体が少なくなっている中で、来年も同じ額の予算をされているということは、やはり少しでもふるさと納税していただきたいというものを全面に出していかなければ、なかなか金額も集まらないし、予算3億円というのがクリアできない。

あるいはもっとできることなら多くしていただきたいという思いは、行政の方でもお持ちになっているかと思います。

そこでちょっとお伺いしたいのですが、前森田村長の際には、例えば、ふるさと納税の返礼品に手書きの文章などを付けてしていただいた方への気持ちを伝えると。

そしてまた、再び、何度か繰り返ししていただくような仕掛けをされていたかと思います。

また、新しいふるさと納税の返礼品を開発するなどのことにも力を入れていただいて、少しでもふるさと納税を多くしていこうという姿勢が表れていたのかなというふうにも考えています。

今現在の川尻村長が、例えば、このふるさと納税を少しでも増やすために、こういった

取組み、考え方をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） ふるさと納税の取組ということでございます。

こちらの方に関しましては、前村長におかれましては、例えば、5回、10回という寄附者に対して、メモタッチというのでしょうか、そういったことで手書きでやっていた。

そういったところもありました。

こちらの部分に関しては、私の方はやっていないということでもあります。

その代わり、自身の、これはコピーといいますか、手書きの礼状自体を元々入れているということでもあります。

それで村からの礼状とさせていただくことにさせていただきますけども、5回、10回といった節目にあたるところの手書きの礼状といいますか、メモタッチのやつは私はやっておりません。

しかしながら、委託業者、詳細については今、担当の方から説明させていただきますけども、商品開発について、しっかりその辺を委託業者の方としっかり話し合いながら取り組んできた経緯がありますので、そちらの方で何とか、段々制度が厳しくなっている中で、以前のような10億円を超えるというのはなかなか厳しくなっている。

そういうような状況の中で、どうやって増やしていくかというところを、いろいろ話し合いながら、村内業者とも、農協さん、若しくはそういう取り扱っている業者と色々お話ししながら今までやってきている。

そういったところがありますので、詳細についてはちょっと担当の方から答えさせていただきますと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 担当課での取組みについて、少し報告させていただきます。

まず、先ほどおっしゃったように、手書きのコメントというのが温かみのあるということで、寄附者の方もそれを見て感動されるということもありましたので、担当課の方では、寄附受領証明書を送付する際に、本村に始めて寄附をいただいた方、それから応援コメントというのが寄附者の方から入力する欄があって、そこにコメントを入れてくれた方々に対しては、ちょっと数も多いので、そういった方に絞って、始めて寄附をいただいた方と応援コメントを寄せていただいた方に絞って、職員による手書きの簡単な、メモ程度にはなるのですけれども、手書きでお礼のコメントを礼状に付して送っています。

いかにリピーターにつなげられるかというのが、非常にこのふるさと納税の寄附においては肝になりますので、そういった形でちょっと小さなことではありますけれども、職員の方で今取り組んでおります。

あと、いろんな取組ということで、一つ報告させていただくのは、レビューキャンペーンといいまして、特定の期間を区切って、対象期間を区切って、レビューをいただいた方に地場製品の、3割基準の範囲内ではありますけれども、レビューキャンペーンということで、そのレビューを書してくれた方々に、期間限定で商品を送付するということがあります。

それによって、レビュー件数が増えるということは、検索の順位も上がってくるということもありますので、そういった取組も期間限定ではありますが、やっております。

追加でもう一つ取組の報告なのですが、今、ハーモニーホールにあるファツィオリピアノがありますけれども、こちらを弾く権利といいますか、を返礼品、体験型の返礼

品ということで、新たに返礼品に追加しまして、そちらの募集も行っております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） ありがとうございます。

お礼状など、あるいは新しい商品の開発ですとかレビューのキャンペーンですとか、これはどんどん、やっぱりこういったこと取り組んでいただきたいと思います。

こういうことをすることによって、そのしていただいた方への感謝も伝わるであろうし、リピーターというのでしょうか、1回していただいた方がまたしていただけるということ。

こういったことはふるさと納税が大きく増えるということではないけれども、これ以上少なくなることを少しでも防ぐというようなことが考えられるかなと思います。

しかし、それ以上に、やはり寄附金額自体を下げていく努力というのも必要ではないかなというふうに思っています。

そのためには何をしなければならないかということ、簡単に言えば、返礼費の仕入額を下げる努力をするということがまず一つなのかなと。

そうすることによって、寄附金額自体が下がる、下がることによって、ほかの行政のふるさと納税品と比べて、少しでも安くなる。

これがもうまずは増やすための一番の努力になるのではないかなと。

そういう点でお伺いします。

先ほど答弁の中でもございましたけれども、教育委員会の方で出しているふるさと納税の返礼品で、今年度からだと思いますけれども、ファツィオリピアノの演奏なども返礼品と並べているところがございますけれども、これ、寄附金額見ますと5万円程ということになっております。

これ、今年度から始めて、今現在どれぐらいの反応があるのかお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 年度途中に追加したということもありまして、寄附実績はまだございません。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 今のところ残念ながら申込みというか寄附自体がなされていないということだろうと思います。

これ、僕自身は教育委員会のところでも実は質問しようと思っていたのですが、このピアノの運用ということで、教育委員会の方でも考えていただいていたものをふるさと納税に載せたらどうかということでやられたことかなというふうに思います。

そういった意味で、すごく期待をしていたところなのですが、やはり、5万円という寄附金額がちょっとネックになってしまっているのかなというところもあると考えているのです。

ピアノを弾く権利をもらうために、5万円の寄附を出して、なおかつ中札内まで来なければならないということを考えると、決して安いものではないかなというふうに思います。

そういった方がどれぐらいいるのかということだと思います。

もちろんファツィオリピアノの維持費等を考えれば、そんなに安い金額で来られても困るというようなところももしかしたらあるのかなというふうには思うのですが、かといって、来なければ何の価値もなくなってしまうということもあって、この金額を例えば、思い切って2万円にしてみたらどうかとか、3万円ならどうかとか、そういうように安くすることによって、一人でも弾いてもらって来てもらうという考え方はしていくべきでは

ないかなというふうに思います。

確かにピアノ価値あるものですので、簡単に触れないのだという意味の、そういう位置付けの中で5万円にはなっているかとは思いますが、かといって置いておいてもお金を生むものではないですし、体験してもらうということが一番の謝礼だということから考えれば、こういった金額を見直すというような行為も必要なのではないかなというふうに思います。

これはピアノだけではなくて、ほかにも出ているふるさと納税品一律に思うところなのですが、こういった別の商品に関してはやはりこの仕入金額というものが決まっていますから、簡単に安くすることはできないということは十分承知しているところではございますけれども、何とかこういう、難しい中でもそういった努力重ねていただくことで、ふるさと納税そのものが増えていく、活性化していくというようなことも考えられますので、どうかそのような形で取り組んでいただきたいと思っておりますし、そういった考え方ができるのかどうなのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） このファツィオリピアノの体験の返礼品につきましては、これまでも道外から、ぜひファツィオリピアノを弾いてみたいという方が中札内村を訪れて来られたヒントに、返礼品、今回した訳ですけども、これまでの実績で言うと、夏場が多いのですね。

ほとんどははっきり言って夏場なのです。

この返礼品始めたのが冬場からでしたので、ちょっともうちょっと様子を見ないと、今年の夏場のシーズンをちょっと様子を見る必要があるかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 補足なのですけれども、5万円の返礼品に対して、3割以内ということなものですから、ピアノ使用料、うちの使用料の部分でいきますと5,000円ですとか、ホール貸し切り1時間2,400円とか。

それで3時間とか、様々なそういった根拠のもとにやっております。

演奏OKということでやっているのですけども、その後、フェーリエンドルフとも連携しまして、道外からの方のために、宿泊券とセットの返礼品も出しているところであります。

今、総務課長がお話されていましたように、今まで道外から来た人は夏に北海道旅行の入口として演奏したいということで、愛知県とか香川県とかから来ていただいているという実績をもとにしております。

あと、道内でも旭川の方は毎年来てくださっていたりとか、そういった実績に基づいて、返礼品にしたところであります。

もう少し様子を見て、状況を見ながら、また工夫していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 59ページの地方バス路線維持対策補助金1,130万円余り、これについてですけども、路線バスの維持のためにということで、沿線自治体がこれを補助するという形で継続されてきていますけれども、バスの利用状況、あるいは、高校生の皆さんそれぞれ乗っている姿を見る時間帯は限られています。

それ以外は、あまりほとんど乗っていないということで、この路線を維持するために、この補助金が各市町村かなり負担になっている。

そういうお話も聞いています。

そういったことを踏まえたときに、我が村としては、この補助金がいつまで続くというふうに判断されているのか。

決して1, 130万円というお金については、安い金額ではないというふうに思われます。

ましてや、私たち、今回のまだ説明はございませんけども、帯広広尾間のバス利用によって、村民の皆さまの足として利用していただける助成制度があります。

そういった意味も含めまして、村の考え方はどのように捉えられているのか、お尋ねをしたいと。

もう1点は、63ページの日本で最も美しい村連合負担金78万7,000円ということがございます。

先ほども増額の理由の説明もございました。

実は、私この以前から、私もバッジを付けさせてもらっています。

この後もまた出てくると思うのですが、鶴居村との交流の関係も出てくるというふうにお見受けいたしました。

そこでいろいろ拝見させていただきますと、これらを負担金を払った効果ですね。

払うことによって、ネームバリューも上がるし知名度も上がり、そして人事交流あるいは地域間の産業交流もある。

様々な交流の機会を設けられると思うのですね。

この負担金が高いか安いかではなくて、これによる波及効果がどのぐらい見積もられているのか。

そして、これもどの程度の期間これが続けられるのか。

また、これ永遠に続くものなのかもしれません。

あるいは、他町村の全国各地の加入する団体も出てくるのかもしれません。

そういった中で、私たちの村において、この78万7,000円の投資効果と云ったら語弊があるかもしれませんが、どのように我が村に経済波及効果を及ぼしているのか。

そういうところの試算等が、もしおやりになっていれば、また、こういう形で我が村の産業あるいは教育、その他の部門において、このように波及させていきたいのだと、そういうようなお考えがあればお尋ねしたいということであります。

最後に、先ほどの福原議員とのお話と若干被るかもしれませんが、ふるさと納税の関係で、私たちの村としては3億円を予算計上されています。

そして、なおかつ、8基金で1億1,800万円の積立を予定してございます。

中身について、返礼品等については差し控えます。

この基金積立、3億円に対する基金積立ということでありますけれども、これが聞くとところによると、村長のそもそものふるさと納税の頭に描かれているのは7億円だったというふうに、僕、ちょっと別な角度で耳にしたことがございます。

それからすると3億円というのは非常に控えめだなというような思いがあるのですけれども、私の聞き違いかもしれませんが、もし違っていればお許しをいただきたい。

その点について、この基金として、今後増える部分については、どのような、この配分方法に基づいて、割合に基づいて増えた部分については、基金積立に持っていられるのかど

うか。

そして、もしそうでなければ、また新たな基金を積み立てたいというようなお考えもあるのかどうか。

これは予測なかなか出すのも非常に難しいものかなと思います。

そういった意味において、ご見解をお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 川尻村長。

○村長（川尻年和君） 議員の質問の前段の美しい村等の、こちらの将来的な展望につきましては、総務課長の方から答弁させていただきますけども、ふるさと納税の考え方ですね。

私の考え方としてはやはり、今の現制度になってから、やはり3億円ぐらいが妥当だろうという考えを持っています。

もしこれが3億円を超えて、さらに基金充当ができるというのであれば、しっかり必要とする基金の方に積み立てた中で、必要な基金を下ろして事業に充てていく。

そういったような取組をしっかりとやっていくことが、財政健全化につながっていくのではないかというふうに考えているところでございます。

ふるさと納税の部分に関しては私の方から、そして美しい村連合については総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） それでは私の方から、まず1点目、十勝バスの負担金ですけども、年々増えてきている傾向にありまして、要因としては、まず運転手不足による人件費が上がったり、あるいはバスの維持管理費、修繕費が増えてきている。

それから、物価高騰も相まったりしていて、維持費、経費が増えている。

それと、人口も段々減少してきていますので、乗る方が減っているということで、中々そのバスを乗る人も増えるというのがなかなか難しい状況にはございます。

村としては、高齢者の方へのバス貸助成といったような施策も行っておりますけれども、住民の生活の足になりますので、少ないと言えどもそれを利用される方がいらっしゃいますので、今後、路線の市町村とも協議しながら、十勝バスとも協議しながら、何とか経費抑えながらも、あと国の補助金とかもありますので、その辺をいただきながら維持していきたいという考えでおります。

それから2点目、美しい村の波及効果ということでございますけれども、日本で美しい村ということで掲げて、これはまず一つ目は対外的には、こういった小さな村でも非常に景観を大事にした取組をしているということで、対外的なアピールになりますし、一番大事なのが、やっぱりそこに住む住民の方々に、そういった意識を持ってもらって、自分たちの村を、ごみが落ちていれば拾いましょうですか、やはり今回景観計画、景観条例も制定していきますけれども、やはりこの大事な素晴らしい景観を残していこうという、やっぱり住民の方にもそこをしっかりと理解してもらうこれまでの取組がそこにつながっているものだというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 村長から最初にふるさと納税の関係、先にお答えいただきましたので、それについて再質問をさせていただきたいと思うのですが、村として、過年度から基金を積み立てる分をかなり減らしましたということで、村民の皆さんにもお伝えしていただいて、ご理解を賜っている、そういう状況にあらうかと思います。

特に、村の将来に関わる基金の積立ということでもありますから、やっぱり自身持って財源を確保するためには、ふるさと納税も利用するだけでも、削るところはやっぱり削っていきますよというようなメッセージを、やはりいろんな形でお出しになった方が、多くの皆さまに理解をいただけるものと思われまし、増えた部分の財源についても、いろんな意味を込めて、私たちに対するメッセージも送っていただきたいです、村民の皆さんにも利活用に向けてのメッセージを送っていただきたいと、そういうような気持でおります。

その辺について、川尻村政の今後の成り行きを温かく注視してまいりたいと思いますので、その点はよろしく願いをしたいと思います。

それと、続きまして、先ほど渡辺課長からお話があった2点であります、地方バスの路線の関係について、やっぱりこれ首長会議の中でいろいろと協議され、様々な按分方法で財源負担を求められたということで、中札内村だけで判断はできないことになっておりますけれども、これについてやっぱり利用促進のために、果たして今のようなやり方が正しいのかどうか。

あるいは、バス路線を維持するために、それぞれ先ほどもお話が課長からありましたけれども、人口減の関係あるいは燃料費の高騰という話もありました。

物価高騰もあります。

今後、今現状で考えていくと、負担が減額されるような要素というのはほとんど見受けられないのです。

そうしますと、やはり小さな財政運営をしている市町村については、やっぱり公平な負担ということを考えていくと、かなり重たいということでもありますから、やはりその辺を利用促進とこの負担金に向けて、真摯な話し合いの中で減額できるようご努力をしていただきたいという考え方です。

それともう1点、美しい村連合の関係で申し上げますけれども、私たちも村の呼び掛けにより、ごみ拾い等をおやりになったり、それから、役場の職員さんが、あるいは、名前を出して良いのかどうか分かりませんが、ある首長さんは一生懸命ごみ拾いもされています。

そういうことをお見受けしたりしています。

ただやっぱり、住民の各行政区等々のごみ拾いや、やはり一番最初に基本だと思うのです。

村が呼び掛けて道内のごみ拾いの日の設定もありましたし、それに呼応するように村も対応していますけれども、やはり地域の行政区の中で、掃除の日とか、あるいは、環境整備の日とか、そういう形で村が提唱していくことはできないのでしょうか。

もしそういうことをやることによって、さらに村の景観も変わりますし、やはりそれぞれの皆さまの意識も変わります。

そして、なおかつ、子どもたち、小学生、中学生もやっぱりごみ拾いしているのです。

地域の皆さんが地域の清掃のために頑張るという姿を見たときに、こどもたちの教育にもなる訳ですね。

そんなことを考えていったときに、やはりビューティフルデーというのは設定だけではなくて、行政区長会議とか関係する会議がございましたら、その中で呼び掛けをして、各行政区でごみ拾いの日を設定してやっていけるような、そういうような地域づくりにお声を掛けていただきたい。

あるいは取り組んでいただきたい。

そういう願いを込めた私の質問でございます。

その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） 各行政区には、特別交付金ということもあって、もし活動した場合にそういった交付金も出したりしているのですが、これまでの実績見えていますけれども、ほとんどの行政区でそういったごみ拾いには取り組んでいただいて、地域周辺のごみ拾いに取り組まれていますし、また、それぞれの子ども会においても、ごみ拾いの活動というものがされていますので、その辺はそれぞれ身近なところで皆さんされているのかなと。

村としては、年2回、春と10月ごろに一斉のごみ拾いということで、2回やっていますが、それも全体に、ある意味周知する機会になっているかなと思いますけれども、その際にも、子どもから結構高齢の方まで参加いただいて、みんなで一緒にきれいにしましょうという意識を高める良いきっかけになっているのではないかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） お言葉を返すようで申し訳ございませんけれども、私が見る限り、それぞれ補助金申請を各行政区がやる中で、事業計画と実績報告なされていると思います。

それに基づいて交付を決定していくというようなやり方で行うから、私はご異論はないのですが、実態として、やっぱりごみ拾いに、例えば、行政区の各班とか様々組織があると思いますけれども、今お話なかったけれども、老人クラブもやっています。

そういうのもお見受けします。

しかし、みんなばらばらなのですね。

どこの行政区も。

例えば、春先のごみ拾いをみんなばらばらです。

それから、秋のごみ拾いも、落ち葉拾いもばらばらです。

ところが、帯広市とかほかの町村行ったら、それらの町内会、行政区で皆さん一緒になってやっている姿をよく見るのですよ。

僕が中札内の中を車で、あまり歩くと非常に迷惑な話になるので、あまり見渡ししながらということはあまりしていませんけれども、現実には皆さまにわからない上に覗いています。

そうしますと、現実的には今実態としては、そういう取組がきちんとされているかという、非常に甚だちょっと違うようなものを感じます。

ですから、その辺を、既存の流れの中で、ご判断だけではなくて、追加の意味を込めて、美しい村連合で村内の認識が高まるような活動にご尽力していただきたいと、そのような内容でございますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見でよろしいでしょうか、今のは。

船田議員、今のは質問、質疑。

終わりでいいです。

3時30分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議

を開きたいと思います。

先ほどの船田議員からの質問に答弁願います。

川尻村長。

○村長（川尻年和君） 私の方から。

まず、バスの関係です。

こちらの関係につきましては、しっかりと南十勝町村、帯広市も含めた南十勝5町村、いろいろ協議しながら進めてきております。

距離数によってそういった負担金が決められている訳なのですが、近年のそういった人件費高騰、さらには燃料費の高騰、そういったところも踏まえた上の負担金というふうになっております。

さっき総務課長の方に答えたように、減便も、そこら辺はどういうようになっていくかというのは今後の協議の仕方によりますけれども、そういったところもこれまでもやってきております。

今後どういうふうにしていくかということも、さらに協議する中で、この負担金に関しては協議が必要だというふうに、検討が必要だということになってくるかなというふうに存じ上げているところでございます。

それと、バスの関係ですね。

こちらの方は道内、大きなところも赤字補てんしているところが多いというような話も聞いておりますので。

金額的にはちょっと持ち合わせの資料がありませんから具体的なことは言いませんけども、この南十勝だけではなくて、他の所もそういった負担金を支払って、バスの維持を行ってきている。

そんな状況でございます。

それとごみの関係です。

こちらの方、資料等を今確認させていただきました。

多くの行政区、30行政区ありますけれども、そのうちの半分近くは、例えば、1日に集まって行ったり、さらに、新たな日を月に1回はセッティングをして、参集された範囲でゴミ拾いをしたり、歩道の草取りとか、そういったところもやって、美しい村に非常に寄与されているなというところが散見されます。

こちらの方に関しましては、何と云うのでしょうか、数年前にボランティアゴミ袋というのも村の方でつくっております。

こちらの方に、今登録者が数十名いらっしゃいまして、日ごろからそのボランティアゴミ袋を使いながら、道路のごみを拾っている村民の方も多くいらっしゃいます。

それと、僕も自転車を活用して、村内を見回りするようなことを、休みの日にはそういったようなこともたまにやらせていただいておりますけれども、そういった中で、自分の周りの道路の草を採ったり、自分の敷地内の草を採ったり、そういったようなきれいにしている住民の方もいらっしゃいます。

一斉ではありませんけど。

そういったようなところが、本当に美しい村づくりの一步というような形で取り進めていただいているのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） バスに関しては、こんな心配をしている訳ですね。

都市近郊についても、十勝管内においても、各バス事業者においては、運転手不足等様々

な形の中で、それを理由として減便をするというようなことで、今現在、道内各市町村、そういう状況に置かれているのだなというふうに、ニュース等で拝見しています。

そういったことを踏まえていくと、これが路線を維持するために、各市町村の予算を減額するとかそういうことになると、これ両刃の剣で、本当にバス路線がなくなってしまうときに、そんな将来を描いたときに、この中札内村どうなるのだろうかということにも繋がりがねませんので、その辺も、両刃の剣にならないような形での行政運営に携わっていただきたいなと思います。

ご答弁をいただきましたので、そのいうふうに私どもも認識して、対応してまいりたいと思います。

それともう1点、ごみ拾いに関しても同じでございました。

これについても、本当に大人が口に言うのと、子どもさんは正直なものだから、全部渡したちを見て判断されていると思うのですね。

だからそんなことを踏まえて考えますと、やっぱり我々が模範を示せるような地域づくり、村づくり、あるいは行政区の中での活動ということで、はっきり申し上げると、毎月何日はこういうごみ拾いの日であるとか、こういうことをやるのだよと。

衛生活動の面からも、提起していくというか、呼び掛けをしていくというか、自分たちでやれる日にちを組んで、それらになるように動いていこうと。

そうしないと、我々はいつまでたっても、おいおい、美しい村連合加盟していて、草取りはしていないのでないか、ごみはもうあちこち落ちているのでないかと、そんな話ばかり聞かされるものですから。

たまには私たちも、子どもたちの見本になれるよう、地域のごみ拾いの日を設定する、整備を決めて行動できるような、そういう取組に変えてほしいのですね。

行政の命令で物事を進めていく。

行政の指導で物事を進めていく。

ではなくて、自らが立ち上がって清掃活動を行い、あるいは、草むしりも行いうというような、そういう形に方針を変えていけないかどうか。

そこは一つの分岐点になろうかなと思いますので、その点についてお話をさせていただいたつもりでございます。

○議長（中井康雄君） ご意見として拝見いたしました。

他に質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、今、船田議員の方からありましたけど、ちょっとバスの関係に関して、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、考えというか、意見もあるのですけども。

十勝バスに関しては、毎年値上がりしながら、ずっと上がっていくということで、これは無くなってしまうと困ることで、今自分も車に乗っているのですけども、いずれはお世話にならなくてはならないと。

そういう面では大事な面で維持していただかなくてはならないなと思うのですけども、先日、議会カフェの中で、その十勝バスの利用の仕方、ものすごく素晴らしい利用しているという人がいたので、それをちょっと村で分かっていたいて、何かそれをヒントにして、村民の年寄方に利用していただく形を取っていただきたいなということで、ちょっと述べさせていただきたいのですけども、この間の議会カフェの中で、あるお年寄りで、自分の同級生なののですけども、帯広に用事があると、それで最初は用事だけでバスに乗っ

ていったと、そういうことだったのですけども、その人が段々通っているうちに、買い物をして、映画を見て、お茶を飲んで、そういう楽しみで帯広に行っている。

そういうお年寄りが、お年寄りって自分同級生なのだけど、すばらしい使い方をしているなど、そういうふうに言っている。

後は、友達と何人かで映画を見たり買い物したり、帯広1日楽しんで帰ってきているよと。自分はずっと思っていたのは、用事があるための十勝バスの補助金だと思っていたのですよ。ところが、そうやって利用できる人がおるということは、これは村としてやっぱりそういうふうに使ってくださいよというような形を、広報か何かにも載せていただければ、ものすごくそのバスの利用が増えるし、せめて中札内まで来てもらえるぐらいに一生懸命使わなくてははいけないし、そのお年寄りに使った金分だけ多分、十勝バス減免してもらわない部分あるのかもしれないけど、減額か。

本当に素晴らしい話を聞いたのですよ。

そういうことで、年寄でなくても若い者でもそうだし、我々の年代になると、帯広まで中々行けないけども、言えの周りでは乗れるよ、村までは来れるよという人がかなりいるのですよね。

こういうことが、ものすごく村のお年寄りたちに伝わっていければ、何か一つの楽しみが増えたのかな。

そういうことによって、やっぱりいろんな面で人間が活気付いてくれば、長生きの原因にもなるのかなと。

そういうふうなことで、ちょっとその分だけ、村としてそういうものを、何とかお年寄りにうまく使っていただけるような形の中のバス利用ということで、広報か何かに載せていただいて、ぜひ多くの方が使っていただけるような形の中の、せっかくの助成金なので、大いに使っていただくような形を村で取っていただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税の話なのですけども、先日、雑誌を読んでいたたら、東川町で、今までと同じふるさと納税の品物で、何十倍も増えたと。

そういうものをちょっと見たのだと思うのですけども、そんな話をちょっと知ったものですから、東川町というのは水道がなくて、下水道もないのかな。

地下水を飲みながら、良い水の中で良い米をつくっていると。

環境も良いと。

そういう東川なのですよね。

我々も1回視察に行ったことあるのですけども、そういうものからあれすると、中札内も同じ条件、水は1級河川日本一10回ですか、1位になったの。

それぐらいの水のこともありますし、それから日高山脈、そういうものも打ち出しながら、中札内としてもものすごく良いものがいっぱいあるはずなのですよ。

そういう中においてのふるさと納税の打ち出し方もあるのではないかなと、そういうふうにもいつも考えているのですけどね。

その辺はいかがなものでしょうかね。

○議長（中井康雄君） 1番目は3款です。

民生費なので、1番目のバスの関係を。

3款民生費の関係なので、また明日でも民生費のところ質問してください。

そっちの補助金は違う形なので。

2問目の方、答弁どうでしょうか。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺大輔君） ふるさと納税の件についてお答えいたします。

そういった東川町で、その地域資源活かしたふるさと納税で増えているという情報をいただきましたので、本村においても、北嶋議員おっしゃるとおり、日高山脈ですとか、札内川、きれいな川がありますので、それをちょっと活かした何か、中札内に訪れていただくような、やはり体験型の返礼品なのか、ちょっと、今これというものはすぐに浮かびませんけれども、そういった村の特徴を活かしながら、新たな魅力ある返礼品づくりには努めてまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） それでは、私の方から、バス路線、高齢者の方の利用の関係はまた3款の民生費のところにも出てくるかとは思いますが、先ほどのご質問の中で、バスの利活用について、広報等でそういったものをもっと取り上げてはどうだというご意見でしたので、その部分については、確かにバスの乗り方とかそういったところはこの間も周知していますけど、帯広に先ほど、こういったバスの利用の仕方をしていますよですとか、そういったものを広報の中で取り上げるというのは、またバス利用の周知の一つの方法だと思いますので、広報の中でもそういった紹介ができるような、ちょっと検討はしてみたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） バスのことはそんなことでよろしくお願いします。

ふるさと納税のことを言えば、いろんな商品があると思うのですが、せっかくキッチンスタジオができたので、あそこで何かグループをつくって、その中札内の特徴のある何かをあそこから発注するという何かそういう方法もあるのではないかと。

せっかくつくったものですからね。

何かそういうことの、やれと言ってやれることでないのだけでも、村として、そういう形の中の助成するのか、いろんなことを助けするのかわからないけども、やっぱり中札内には思いつかない良いものがたくさんあるのですね。

地元におると意外とわからないのだけど、よそから来た人がこんな良いものあるのだねというものがいっぱいあるのと、それにちょっと手加えれば、中札内の特産品が良いものがあるのではないかと。

そういうものも思いつきながらやってというか、みんなの思いを表に出していただきたい。

自分も昔、じゃがいも一生懸命売っていたときに、ある役場の職員が、お前紅丸とメークインあるのだから、紅白でじゃがいも売ったらどうだなんて、とんでもない役場の職員がそんなヒントをくれて莫大に売ったこともあるのですよ。

だからそういうものが、よそから来ても、こういうものが良いねなんて言ったときには、そういうものをするのと、やっぱり村民がグループをつくって、何かそういうことで収益になることもあるのではないかと。

そういう形の中で、キッチンスタジオを大いに使っていただきながら、そういう商品開発ができるような形になれば、また莫大な金をかけたキッチンスタジオも良くなるのではないかと。

そういうことに思いますけどいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野副村長。

○副村長（尾野悟里君） ただいまの質問で、キッチンスタジオを利活用してというようなお話もありましたが、今年度から基本的に、今キッチンスタジオの方でも、それまでは

営利目的で利用することがちょっとできなかったのですが、今年度からその枠を解放して、そういったものを売るためにキッチンスタジオを使うということも可能にしておりますので。

当然ちょっと商品化するにはいろいろな方、事業者の協力ですとか、事業者の問題というところはありますけども、村としては、一応キッチンスタジオもそういう形で活用しながら商品化するという門戸を開いているといいますか、そういったところの取組はしておりますので、おっしゃっているようなことが今後できてくれば良いかなというふうには考えているところです。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） それでは質問させていただきます。

予算書 6 1 ページの使用料及び賃借料のメール配信システム使用料並びに L I N E 配信システム使用料の関係で確認をさせていただきます。

今、村公式 L I N E を活用して、去年の 3 月時点で登録者数が 2, 2 1 4 人ということで、当時の村長であった森田さんは目標は 2, 3 0 0 人に近い水準までということで取組をされていたと思います。

川尻村長の執行方針でも、情報共有の促進、若しくは担い手育成に取り組むということ、情報共有においては力をこれからも入れていくというようなお話をされておりました。

今の時点で、SNS、公式 L I N E に登録されている方は、それから伸びているのかどうか。今の登録者数についてお伺いしたいのと、あと、直接といいますか、以前、決算審査のときに、福原議員も述べられていたのですけれども、L I N E を例えば活用してアンケートを取ったりとか、いろんな活用する方法があるというお話もされていましたが、郵便料が昨年から値上がりをして、できれば、まだまだ紙を無くすということではないのですけれども、登録していない方とか高齢者の方もいらっしゃると思いますので、紙をただちに止めるのではないのですけれども、併用しつつ、対象を絞った周知とか、補完的手段としてもっと活用したら良いのではないかと考えておりました。

ですので、現時点で、例えばですけど L I N E 活用により、削減できたかなと思われる、例えば郵送物とか印刷物などは、そういった取組はあるのか。

あとは今後、どの分野でその代替が可能だなというふうに考えているのか。

そういった検討はされたことはあるのかどうかを一つ伺いたいと思います。

あと、6 3 ページの景観計画印刷業務ということで、3 1 万 9, 0 0 0 円、これは景観計画の概要ということで印刷して、村民の皆さんや事業者に事前に周知するというお話をされておりました。

予算に関する資料の 1 6 ページに、その景観行政団体移行までのスケジュール案ということで、まだ北海道と協議中だということなののですけれども、令和 8 年度の 6 月には議決を得て、その印刷したり広報活動をするというお話でここに記載されていますけれども、その広報活動というのは具体的にどういった内容をお考えなのかどうか。

ちょっとこれに関する予算というのが、ここに計上されているか分からないのですが、印刷製本費なので、まちづくり推進費の中に、例えば入っているのかどうか。

もし入っていたとしたらどういう内容なのかどうかというのを 1 点聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） まずはメール配信、L I N E についてでございますけ

れども、今、LINEの登録者数は2,400人を超えている状況でございます。

日に日に増えていくような形で、今もなかなか良い伸び具合をしているのではないかなというふうには思っております。

決算審査のときもありましたけれども、そういったものを活用して、郵便料もものすごく値上がっていますので、削減も含めていろいろ検討はしてはしまして、ただ、LINEシステム自体が双方向のものではないので、こちらから送ったものを既読になったかどうかというのも分からないですし、実際、登録されている人の名前から本人かどうかというのも確認が実は取れないと。

なので、一斉に全員に周知するには非常に優れたツールではあるのですが、個々の誰が受け取ったかというのがわからないので、なかなか対象を絞って通知するというのが難しいシステムというのがちょっと欠点かなと思っています。

そういった面で、学校とかでは別のシステム、すぐーとかそういったもので既読かどうか確認できるようなものを用いているといった部分もあって、LINE、メールだけではなくて、別のツールでそうやって対象者絞って、紙の媒体でなく電子でやっているという事例はございますけれども、今のメールとLINEだけでいったら、そういったものの活用は難しいかなと思っています。

ただ、1個ありましたアンケートについては、LINEとはまたちょっと違うのですが、電子でアンケート取るのが、今本当に主流になっていますので、紙での送付もまだ必要かもしれないですが、大半は今、いろんなシステムを別で活用して、リンクさえ飛ばせばそういったところに行けますので、LINE、メールでそのリンクを添付して、そこからアンケートしてもらおうと。

別のシステムにはなりますけど、そういった利用はかなりさせていただいている状況でございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、景観計画の広報活動についてということでお尋ねがありました件についてお答えします。

こちらの概要版の印刷につきましては、この景観計画、景観行政団体に移行した場合は、一定規模の建築物ですとか工作物を建築する際は事前の届出が必要になることから、村民の皆さまですとか、あとは建物を建てる建築業者さんなんかこういった事前届出が、令和9年度から必要になりますよということで周知をしていきたいと考えております。

ツールとしまして、この概要版というのが令和8年度内にまとめられればと思っております。

お金はかけなくても、そういった形でホームページですとか広報、また、周知活動していけると思いますので、この概要版も使いながら、それから、個別の全体の周知も含めて、令和8年度中に周知活動して、9年度移行を迎えたいというふうに、今のところは考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 分かりました。

LINEちょっと既読にならないとか、全員周知にはいいかもしれないけれども、双方向はちょっと難しいということで、理解をしています。

議会アンケート、今年度取ったときも、最初は1,000人に対して郵送するという形を考えていたのですが、郵送料のこととかいろいろ勘案して、結局グーグルフォームを利用するというのでQRコードを利用させていただいてという形で議会の方でも活用

しましたので、そういった活用が今後増えていけば、少しは郵便料の削減といえますか、ちょっと使い方も変わってくるのかなと思いましたので聞いたところでした。

ありがとうございます。

あと、景観計画の広報活動ですね。

印刷物を使って周知をするということだったのですけれども、例えば、住民説明会みたいなまちづくりトークでもいいのですけれども、そういったことを考えているのかどうか。

各行政区さんに、例えばお話するようなそういった場を設ける予定なのかどうかをちょっと聞かせていただきたいと思います。

続きまして、予算書70ページの知事及び道議会議員選挙費の委託料、ポスターの設置板設置委託302万5,000円です。

これは元々財源的には、道ですかね、今回は、知事選挙なので。

道の方から来るので直接村に関わる予算ではないかもしれないのですけれども、前回の衆議院議員選挙のときに、掲示板の設置が2箇所ということで、役場前と上札内交流館というところで、設置かなり減ったと思うのですよね。

以前私、自分が村議会議員選挙した後の予算のときにもちょっと伺って、その掲示板の設置根拠とか設置基準というのは、公職選挙法などできちんと決まっているということで、1投票区につき5カ所以上から10箇所以内が基本だということと、特別な事情がある場合に限って減ずることができるということで、今回は冬季間で、かつ短期間での選挙執行ということで、掲示板を2カ所にしたというふうには理解をしています。

この対応は今回特有の事象かなとは思ってはいるのですけれども、今後の選挙における設置方法ですとか、設置総数の見直しにもつながる考え方ということかどうかをちょっと伺いたいのですよね。

近年の資材費とか人件費、上昇を踏まえて、今後、選挙をする上で設置方法の見直しとか設置総数の精査というのを、例えば進める考えがあるのかどうかについてちょっと伺いたと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 景観計画の説明についてですけれども、今年度中も計画の素案を固める段階では、各団体ですとか、村内の団体にこちらから出向いてご意見をお伺いしたりしてきましたので、そういった説明もこれまでしてきたのと、併せて、今後パブリックコメントも条例制定と計画策定の向けにはパブリックコメントが必要になりますので、そういった周知ですとか、北海道との協議も今後していきますので、8年度中に。

その内容がまとまりましたら、いろんな形で広報含めて、ホームページも含めて、そういった媒体を利用して説明、周知していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 選挙のポスター掲示板の設置委託の関係でございますけれども、今回の減少の経緯はおっしゃられたとおりの経緯で、19箇所があるのに対して、今回2箇所のみとさせていただきました。

今回はやはり特別な事由というので、そのような形を取ったのですが、あと、法律でも先ほどおっしゃったとおりの法令になっていますので、基準はあくまでうちの村の人口規模であれば2カ所ということであれば19カ所というふうな基準になっていますが、それこそ特別な事由というのは、結構幅広く取れますので、例えばですけれども、農村地区の端の方はもうほとんど人通りがないとか、あと、人口の密集が本当に街中にうちは集中していますので、農村地区の方を若干減らすという、特別な事由で減らすことも可能かなと、

今回のケースで実践してできるかなというふうには考えます。

ただ、今後どうするかというのは、ちょっと選挙管理委員会とも話しながら、減らすべきか法令どおりいくべきかというのは、選挙管理委員会の方でもんでいただきたいなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） それでは2 点程お伺いいたします。

まず、59 ページの企画総務費の補助金のところで、企業立地促進補助金ですけれども、これ、前年から見るとかなり金額が大幅に増えているのですけれども、確かこれ、企業立地促進の場合は、村外の企業の方が中札内村に進出してきて、工場やら店舗などを建てたときに、5 年間程固定資産税を免除というか、そういう形になると思うのですけれども、確か去年だったか村内の企業でバイオガスだったかな、発電をされた企業があるということで、それについては、新しい分野というか新しい産業として認めるということで、確か固定資産税5 年間免除という形で、かなり大きな金額だったと思いますけれども、そういうことで、今回、この予算額が、4 社分が対象というふうに最初に説明ありましたけれども、そういったバイオガス発電の固定資産税が大きくてこの金額になったのか。

その辺をちょっと1 点お伺いいたします。

もう1 点は、65 ページのふるさと納税の業務委託のところですので、先ほどから数名の議員の皆さんが質問していた中で聞いておりますと、この新しい返礼品の開発に向けては、最初村長の答弁では業者の方にある程度委託をして、新しい商品開発をしていただいているというようなふうにも取れたのですけれども、その後のいろいろな質問聞いていますと、やっぱり担当の職員なのか、そういった職員の皆さまとも一緒になってそういった新しい返礼品を開発しているのか。

その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず1 点目の企業立地促進補助金につきましては、宮部議員おっしゃるとおり、前年比1, 000 万円程の増加というのが、昨年度認定しました1 事業者、そのバイオガスプラントの部分が増加しているというところです。

それから、ふるさと納税の返礼品開発につきましては、令和6 年度から中間事業者にふるさと納税業務の一部を委託しておりまして、返礼品の開発もその委託業務の中に入っております。

ただ、村の職員も村内の事業者さんでどんなものを今やろうとしているかとか、そういった情報は持っていますので、その中間事業者さんと情報共有しながら、新しい返礼品、今まで村では地場産品というところが返礼品の条件になりますが、今まで出していなかったけれども、例えば、容量を変えて出してみるだとか、実は中札内村産だったという商品も、中札内村の工場で作っているという商品も、今までは出していなかったけれども、実はそういった商品もあったということで、情報共有しながら、事業者さんに打診をして、総務省の方の許可を取らないと物出せないという制度になっていますので、総務省の方に申請をして、許可が下りれば返礼品として新たに追加するというところで取り組んでおります。

○議長（中井康雄君） 7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 企業立地促進の補助金については分かりました。

ふるさと納税の返礼品ですけれども、私もちょっと前にサイトの方をいくつか見させて

いただいたのですけれども、確か豚肉あたりも容量を減らしたものが寄附金額も下げて載っているサイトもありますし、載っていないサイトもあるのですよね。

なぜかわからないのですけれども、そういったところが統一されていないのかなというふうにも思われるのですけれども、今のところ村の方での返礼品でのある程度人気商品といいましょうか、そういったものはどのようなものが多いのか。

以前ですと、豚肉あたりがかなりの割合を占めていたのですけれども、その辺の人気商品というのはどのような状況に今なっているのかをお聞きします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 人気の返礼品につきましては、宮部議員おっしゃるとおり、豚肉がやはり一番人気ということになっておりますけれども、お菓子ですね、村内の事業者さんで全国的に有名な六花亭さんですとか、花畑牧場さんとか、いろいろそういった事業者さんありますので、お菓子ですとかチーズですね。

そういったスイーツだったりチーズなんかも最近伸びてきていると。

先ほども申しましたとおり、容量を変えて出してみるですとか、今まで出していなかったけれども、総務省の許可が下りたので出せるとか、そういったものがありましたので、返礼品の幅を増やして、今来ているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） やはり豚肉あたりがまだ人気があるということなのですが、私の調べ方が悪かったのかかわからないのですけれども、容量減らした豚肉が載っているサイトもあれば載っていないサイトもあったように私は記憶しているのですけれども、その辺、なぜもっと多くのサイトの方に載せれないのか。

その辺の確認はされていますか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 中間事業者が委託しているサイトというのがありまして、それ以外に村と直接、委託契約で直接結んでいるサイトもありますので、そういった違いで載っていない載っているサイトというのはあるかとは思いますが。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 私が見たところ、楽天のサイトには載っていたのですけれども、ふるさとチョイスですとかそこら辺は、以前の容量の多いものしか載っていなかったような気がするのですけれども、その辺、ちょっと私としては不思議に思ったものですからお聞きしたので。

いろいろな事情があるのか分かりませんが、やっぱり豚肉、ある程度容量減らしたものが人気であれば、もっと多くのサイトに載せた方が結びつくのではないのかなというふうに思ったものですからお聞きをいたしました。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午後4時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

先ほど、宮部議員のふるさと納税のサイト掲載の件に関する質疑に対する補足の答弁を下浦課長補佐からいたします。

下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 先ほどの宮部議員のふるさとチョイスと楽天がそれぞれ楽天の方には容量違いが登録されているのに、チョイスの方が見つからなかったということなのですが、今サイト確認しましたところ、ふるさとチョイスも商品を別商品として、キロ数違いを登録しておりますので。

楽天の方は一つの商品を選べば、その中で容量を選べるという画面設定になっているのですが、ふるさとチョイスにつきましては、キロ違いごとに別の商品として、1品1品登録するという形になっていますので、両方とも同じように、容量違いとして登録をしております。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑はございますか。

ほかに議会費、総務費についての質疑がなければ、次に進みます。

それでは、説明員入れ替わるということで、若干休憩いたします。

それでは、再開いたします。

続きまして、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入ります。

74ページから115ページまでです。

概略説明をお願いいたします。

はじめに、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、歳出の3款民生費及び4款衛生費で福祉課が所管する予算概要を説明いたします。

はじめに、3款民生費で特徴的なもの、前年と大きく変わる予算につきまして、説明いたしますので、予算書の75ページをお開きください。

社会福祉一般経費、説明欄上段、13節使用料及び賃借料、更別村温泉使用料は、前年度とほぼ同額を見込み、十勝エアポートスパ使用料は、令和7年度の購入実績を基に、前年比158万4,000円増の288万円を計上しています。

その下、18節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金2,452万1,000円は、在宅福祉の推進に係る事業費補助及び人件費等の増のため、前年比326万7,000円の増額となっております。

その下、ポロシリ福祉会運営助成補助金2,502万8,000円は、デイサービス及びホームヘルプサービスの事業収入の見込みにより、村の補助額としては、前年比204万9,000円程の増額となっております。

その下、介護職等支援事業補助金は、議会による住民参加型予算制度により事業化された介護職等への奨学金返済に係る補助として、令和7年度から実施しておりますが、前年度の実績を見込み、120万円を計上しています。

次に、76ページをお開きください。

説明欄下段、敬老会事業費566万7,000円は、敬老祝金贈呈者数の見込みにより、前年比55万円程の増額となっております。

次に、77ページをご覧ください。

説明欄、生活支援事業費、中段、12節委託料、生活支援ハウス運営事業委託1,950万8,000円は、光熱水費や給食費等の事業費及び人件費等の増により、前年比152万5,000円の増額となっております。

次に、１９節扶助費、高齢者民間バス交通費は、利用実績の見込みにより、前年比９３万９、０００円減の２０６万１、０００円を計上しています。

その下、高齢者補聴器助成５０万円の予算につきましては、新規事業となりますので、後程ご説明いたします。

少し飛びまして、８０ページをお開きください。

３目障がい者福祉費、説明欄中段、１２節委託料、日中一時支援事業委託は、利用者の見込みにより、前年比１２０万円増の４０８万円を計上しています。

１３節使用料及び賃借料、障がい者福祉システム利用料２８１万２、０００円は、令和７年１１月から国の標準化システムの移行に伴い、その利用料を計上しております。

次に、１９節扶助費、８１ページ、説明欄上段の介護給付費は、重度訪問介護及び生活介護等の前年度実績見込みにより、前年比１、９０４万４、０００円増の１億３６６万４、０００円を計上しているほか、その下、訓練等給付費は、就労継続支援Ａ型、Ｂ型の利用者の見込みにより、前年比６８４万円増の６、５１６万円を計上しております。

少し飛びますが、８６ページをお開きください。

２項、１目児童福祉費、児童支援費、説明欄下段、負担金補助及び交付金、南十勝こども発達支援センター負担金は、障がい者福祉費より移行し、１、２４１万６、０００円を計上しています。

８７ページをご覧ください。

放課後児童健全育成費、説明欄中段、委託料、通学用自動車運行管理委託は、令和６年度から上札内放課後児童クラブを中札内に統合し、上札内小学校からの児童の移動はスクールバスの帰りの余席を活用していましたが、上札内小学校でスクールバスを利用する生徒が卒業することから、新たに上札内小学校から児童館までの移動を現行のスクールバスを活用する形とし、委託料１４２万３、０００円を計上しております。

予算に関する資料に詳細を記載しておりますので、後程ご参照ください。

次に、９０ページをお開きください。

中札内保育園管理費、説明欄下段、工事請負費、保育園厨房エアコン更新工事２７５万円は、保育園建設当初から設置し、使用頻度が高く、機能が低下している厨房エアコンの更新工事を行うもので、財源はこども子育て支援事業債を活用します。

続いて、４款衛生費を説明いたします。

１０３ページをお開きください。

４目健康づくり推進費、保健センター管理費、説明欄中段、警備清掃管理は、人件費の増により、前年比８３万６、０００円増の９４９万２、０００円を計上しています。

その下、アスベスト気中濃度測定委託２１万２、０００円は、５年ごとに実施するものです。

次に、１０４ページをお開きください。

母子保健事業費、説明欄上段、報酬、会計年度任用職員報酬は、前年比１９９万２、０００円の減額となっておりますが、子育て世帯包括支援センターの助産師、言語聴覚士等の報酬を、こども家庭センター運営費へ移行し、乳幼児健診等の報酬として７１万１、０００円を計上しています。

説明欄下段、令和８年度の出生数を２８名程と見込み、それぞれ前年度実績を基に計上しております。

１０５ページをご覧ください。

説明欄中段、扶助費、不妊治療費２００万円は、特定不妊治療費に加えて、一般不妊治療

費までを助成対象として、令和7年度の実績を基に予算計上をしております。

その下、出産子育て応援事業費280万円は、妊婦のための支援給付として5万円を2回支給し、妊娠期から出産、子育てまで相談支援と経済的支援を一体的に実施するものです。

次に、107ページをお開きください。

七色献立プロジェクト、説明欄上段、報償費、七色献立プロジェクト事業景品は、ポイント付与による景品交換の内容と寄附額の上限を20万円とするなどの見直しにより、前年比153万5,000円の減額の273万円を計上しています。

説明欄中段、役務費、手数料は、修了セミナーで実施する健康づくり講演会は、これまで毎年開催をしておりましたが、開催頻度を見直し、講師料を減額し、前年比86万9,000円減の4万7,000円を計上しています。

次に、108ページをお開きください。

説明欄下段、予防接種事業費、委託料、予防接種業務委託1,034万1,000円は、定期接種に係る委託料になりますが、それぞれの接種数を見込み予算計上をしております。

また、令和8年度から新たに妊婦を対象とするRSウイルスワクチン接種が定期接種となりますので、28名分を見込み計上しています。

その下、带状疱疹予防接種業務委託は、令和7年度より65歳以上の節目の年齢の方を対象とする定期接種に位置付けられ、定期接種、任意接種の実績を見込み、前年比31万2,000円増の309万7,000円を計上しています。

その下、新型コロナ定期接種ワクチン業務委託についても、令和7年度の実績を踏まえ、前年比215万1,000円減の288万9,000円を計上しております。

続きまして、黒ナンバー19番、予算に関する資料、事務事業説明書により、福祉課が担当します主な事業概要を説明いたします。

17ページをお開きください。

高齢者補聴器購入助成事業は、加齢に伴う中等度の難聴のため、補聴器の購入を希望される高齢者を対象に、購入費用の一部を助成するもので、聞き取りにくさから人との交流や外出の機会の抑制につながることを予防し、認知症予防、健康増進の一助となることを目的としています。

助成額は、購入金額の2分の1、片耳につき5万円を上限として、50万円を予算計上し、財源は福祉基金を活用します。

次に、19ページをお開きください。

保育園改修工事は、屋上全体にひび割れが発生しており、乳児室において雨漏りが発生する状況であることから、改修により、施設の長寿命化を図るため、屋上防水工事に3,087万7,000円を見込んでいます。

次に、ページ下段、こども誰でも通園制度は、こども子育て支援法の改正により、新たな通園給付として実施するもので、保育園等に通っていない生後6カ月から満3歳未満児の子どもを対象に、子育て支援センターにおいて実施いたします。

詳細は事業内容に記載しておりますが、利用可能時間は月10時間まで、1時間300円の利用率とし、保育士報酬のほか、ベビーベッドなどの備品購入費を計上しています。

次に、20ページをご覧ください。

こども家庭センター運営費は、令和8年8月から開設を予定するこども家庭センターについて、主に人件費及び開設準備のための交付金を活用し、プライバシーに配慮した相談業務を実施するための備品購入費などを計上しています。

人件費は、統括支援員１名のほか、母子保健業務を担当する保健師２名、児童福祉部門を担当する会計年度任用職員１名分の費用を計上しています。

以上で福祉課関連予算の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 続きまして、住民課が所管いたします３款民生費から５款労働費のうち、令和８年度における特徴的事業などを抜粋して、概要説明いたします。

はじめに、予算書８１ページをお開き願います。

３款民生費、１項、４目社会福祉医療費は、前年度から１８０万円程減額の３，１００万８，０００円を見込んでおりますが、右側説明欄下段のひとり親医療費について、前年度から３８万円程減額。

次に、８２ページ、説明欄上段の重度心身障がい医療費について、前年度から１８０万円程減額。

説明欄中段の乳幼児等医療費について、前年度から４０万円程増額となっておりますが、令和７年度の実績見込みにより、当初予算を計上しております。

なお、本定例会初日に提案し可決をいただきました修学を目的として、村外に転出した方への医療費助成については、下段、説明欄、１９節扶助費、公費別乳幼児等医療費１，７４０万５，０００円に５名分の予算を計上しております。

次に、８３ページ、５目住民総務費、説明欄中段、平和祭事業費、１０節需用費、修繕料６５万１，０００円は、殉公碑入口付近に駐車場の整備と平和祭開催時の参道の段差解消のため、修繕費を計上しております。

下段、１２節委託料、植栽物管理委託３７万７，０００円は、令和７年度冬期雇用対策事業で伐採した枯損木の処理に係る委託費を計上しております。

次に、住民一般経費、８４ページ、説明欄中段、結婚新生活支援事業補助金１８０万円は、前年度から９０万円の増額となっておりますが、これまでも夫婦ともに３９歳以下で所得が５００万円以下の世帯に対して、家賃や引っ越し費用に係る補助金を交付しておりますが、令和８年度より対象年齢はこれまでと同様に、新たに夫婦ともに２９歳以下の世帯に対して助成額の上限を拡大するものです。

なお、特定財源につきましては、８３ページに戻りまして、財源内訳欄下段、結婚新生活支援事業９０万円を計上しております。

次に、９９ページまでお進みください。

４款衛生費、１項、１目保健衛生総務費、説明欄、保健衛生一般経費、中段、１２節委託料、その他動物処分委託２万７，０００円は、公共施設敷地内で死亡した動物の処分費として、新規計上しております。

なお、前年度も同様の内容で、焼却炉使用料として計上しておりましたが、令和８年度から処分方法の変更に伴い、科目の変更を行うものです。

次に、１０１ページ、４款衛生費、１項、２目環境衛生費、説明欄、有害鳥獣対策費、上段、１２節委託料、有害鳥獣処分委託７０万２，０００円は、有害鳥獣駆除動物の処分費となりますが、先ほど保健衛生一般経費で説明した内容と同様に、焼却炉使用料から移行するものです。

その下、１７節備品購入費、鳥獣駆除備品１１４万８，０００円は、緊急銃猟の際に使用するデジタル簡易無線機１０台、アライグマなど小動物用の箱罠１０台、中型程度までの有害鳥獣駆除動物の一時保管用として、冷凍ストッカーの購入費用を計上しております。

中段、有害鳥獣駆除補助金７１０万９，０００円は、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライ

グマ及び鳥類の過去の駆除頭数実績により予算計上しております。

次に、狂犬病予防対策費、説明欄下段、犬、キツネ処分委託69万5,000円は、こちらも処分方法の変更により、使用料から委託料に変更し、前年度より57万円余り減少となっております。

次に、102ページをお開きください。

3目診療所費、説明欄、診療所管理費、上段、10節修繕料60万円は、発熱外来用処置室の暖房機故障による交換修繕と、その他小破修繕を計上しております。

中段、11節役務費、産業廃棄物処理委託料88万円は、診療所内の不用品の廃棄物処理費用を計上しております。

次に、111ページまでお進みください。

2項衛生費、1目塵芥し尿処理費、説明欄上段、10節需用費、印刷製本費178万9,000円は、前年度から150万円程減額しておりますが、前年度は紙おむつ専用ゴミ袋及びゴミ分別パンフレットの作成により減少となっております。

下段、17節備品購入費、ゴミステーション35万2,000円は、市街地のカラス対策として、扉付きのゴミステーション2台分の購入費用を計上しております。

その下、18節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金環境分9,617万9,000円は、前年度から7,400万円余り増額しておりますが、新中間処理施設の本格的工事に伴いまして増額となっております。

なお、特定財源につきましては、財源内訳欄上段、新中間処理施設整備事業債6,900万円と、その下、公共施設等整備基金繰入金1,020万円を計上しております。

次に、113ページをお開きください。

2目墓地火葬場費、説明欄下段、火葬場管理費、10節需用費、修繕料93万6,000円は、火葬場内照明の一部LED化修繕と、暖房機のメンテナンス費用を計上しております。

次に、114ページをお開きください。

説明欄中段、墓地管理費、11節役務費、郵便料10万4,000円は、合同墓に関するアンケート実施に伴い、郵送費を計上しております。

次に、115ページをお開きください。

5款労働費、1項、1目労働対策費、説明欄中段、失業対策費、1節報酬、会計年度任用職員報酬228万6,000円は、前年度から50万円程減額しておりますが、作業日数の変更により減少しております。

以上、簡単ではありますが、住民課所管の予算につきまして、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） それでは、何点かお聞きをしたいと思います。

ページ数101ページの有害鳥獣に関しての件です。

17節の鳥獣駆除備品のところですか。

114万8,000円のところなのですが、先ほど報告がありました。

近年、アライグマの被害が多発しておりまして、頭数も激増している最近であります。

これに対応するということで、檻、箱というのですか、を10基買いますよというお話ですけども、間違いなく掛かると思います。

それで私が言いたいのは、その掛かったものをどう処理するかということで、まず、留刺しがまず行わないとならないというところで一つお聞きをしたいと思います。

銃を持っているハンターの方を呼んでいただいて、ズドンと留刺ししてもらうのですけども、なかなかそこが、ハンターの皆さん、お仕事されていますから、なかなか気の毒で頼みづらいというのがありますし、そういったことから考えますと、できれば、今話題になっているガバメントハンター、そういうのも一つの手でしょうし、あと、私が考えるのは、今、炭酸ガスを使って留刺する方法、そういったものも、今、報道なんかで自分もよく見るのですけども、あれだと私たちみたいな銃を持っていなくても簡単に留刺しができるということで、何か袋被せて、その中にガスを入れれば簡単に行くという、そういった報道も見ていますので、できればそういった炭酸ガスを利用した装置というのですか、そういったものを何機か用意していただけると、私たちのようなハンター資格のない者が、檻にはまったときにそれを借りに来て、自分たちでもできるのかなということが考えられますので、そういったものを今後ぜひ検討していただきたいと。

まずそれが1点と、もう1点は、先日たんぽぽの皆さんから意見をいただいたのを、ちょっと今質問したいのですけども、104ページの母子保健事業費、金額が云々ではないのですけども、お母さん方の中から、出産子育てなどの助成金について、情報提供機会を増やしてほしいという意見がありました。

恐らく村の方でも、母子手帳交付時なんかの時には、必ず村のあらゆる事業なんかの説明等は恐らくされているかと思いますが、いまだまだまだ周知度がまだ不足しているのかなというふうに考えられますので、今後とも何か、また別の手段で周知していくですとか、そういったまた新たな考え方というのですか、そういうものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課長。

○住民課長（平山直人君） 私の方から、1点目の留刺し方法について回答します。

アライグマ掛かったときの留刺し方法ですが、猟友会の方に、基本的にはお願いすることになるかなというふうには思っていますので。

ちょっと賃金の方、補助金の方も含めて、今後、猟友会とは検討していきたいなというふうには考えています。

あと、頼みづらいということですが、その辺も出てくるかなと思いますが、今、村で電気の留刺しというのを実は持っていまして、そちらの方で、1回試したことあるのですが、方法が駆除まで至らなかったというのですか、弱りはするのですが、駆除まで至らなかったのもう少しちょっと検討する必要があるのかなと思いますので、ちょっとその辺、検討しながら、駆除方法はしていきたいなと考えていますし、炭酸ガスについても、ちょっと検討していきたいなというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 戸水議員からいただきました子育て支援に関する情報提供につきましては、非常に重要な課題と認識しております。

来年度から、これまで二つの部署に分かれていました子育て支援政策が、健康こどもグループの方に一元化することに伴いまして、情報提供につきましても、ライフステージに併せて一元化した内容で情報提供がより円滑にできるかと考えております。

また、予算の方には計上していないのですが、令和8年4月から母子手帳アプリを導入することになっておりまして、令和8年度は無償で提供できますこの母子手帳アプリによって、予防接種の案内ですとか、子育て支援情報などをスマートフォンで受け取れる仕組

みになっておりますので、こちらの方でより充実した情報提供ができるかと考えております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 分かりました。

留刺し方法に関しては、今電気のお話もありましたけども、私の友人も本別で罌等やっている方おられますけども、かなり有効だというお話ですけども、なかなか一撃でいかないうちなお話もありますので、そこら辺も今後いろいろと研究していただきたいのもありますし、何やら鹿になんかも使えるというお話だったので、そのかわり危険だぞというお話も、自分たちですね、感電してという危険性も伴いますから、それらも含めて検討して、今後活用していただきたいと思いますし、その炭酸ガスの方法については、報道で見る限り、かなり有効かなと私も思いますので、比較的誰でもできる方法かなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、いろんな各種事業の周知方法の件ですが、今、次年度からこども家庭センターできますし、そこにいろんなそういった周知方法、いろいろやっていただきたいし、さらに母子手帳の電子アプリですか、良いアイデアだなと私今思いましたので、それらも有効に活用して、今後、もれなく、せっかくもらえる助成をもらえないということもあったのかもしれない。

ですので、それはちょっと確認はしていないですけど、もしそんなことがあった状況であれば大変残念だなと思いますので、なるべくそういったことが起きないように、そういったいろんなものを利用して、多くのお母さん方に周知していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） お諮りいたします。

審議の途中ではありますが、議事日程の都合により、本日の会議はこれまでとして、明日11日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会し、明日11日午前10時から本会議を再開することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時57分